

広島県告示第六百四十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和八年五月二十八日

広島県知事 横 田 美 香

告示番号	令和六年広島県告示第三百五十八号		
	所在地		
土砂災害警戒区域	広島県広島市佐伯区八幡東四丁目地内		
	土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害特別警戒区域
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害特別警戒区域	土砂災害特別警戒区域
八幡東四丁目（六二二八） （一）	土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害特別警戒区域
八幡東四丁目（六二二八） （二）	土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害警戒区域
八幡東四丁目（六二二八） （一）	土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害警戒区域
八幡東四丁目（六二二八） （二）	土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害特別警戒区域